





別 添 2

意 見 書

平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒781-3601
(ふりがな) こうちけんながおかぐんもとやまちょう
もとやま
(住 所) 高知県長岡郡本山町本山995
(ふりがな) れいほくこういきぎょうせいじむくみあい
しょうぼうほんぶ
(名 称) 嶺北広域行政事務組合消防本部
(ふりがな) いわもとせいき
(代表者名) 岩 本 誠 生
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。



意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

当消防本部は高知県の中央北部に位置し、3町2村で構成された、面積965.24 Km²を45名の消防職員で管轄している地域であります。昭和48年消防組合設立当時32,000人余りいた人口が、平成16年3月末には16,000人に激減し、高知県下一過疎、高齢化が進行しており、交付金の減少等消防を取り巻く環境はますます厳しさを増しております。消防を構成している町村の財政基盤は極めて脆弱で、国からの交付金だけでは常備消防を維持していくことが出来ず、一般財源を充当して運営しているのが現状であります。

このような地域にあって、消防救急無線は災害対応の非常通信であり、今後30年間に40%の確率で発生すると言われており、東南海・南海地震等大規模災害時の消防救急活動では、国、県、市町村が一体となって住民の安全確保を図るうえで、消防救急無線は不可欠であり、広範かつ集落が点在する地域の通信方法としては、消防救急無線以外に通信を代替する手段がありません。

現在は消防救急無線の電波利用料減免措置により、利用料は免除されていますが、消防機関に対する特例措置が廃止となれば、電波利用に要する財政負担が生じるほか、電波利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いられることになり、デジタル化移行への遅れも懸念されます。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を維持していただきたく意見を提出します。

意見書



安消警 第243号
平成16年 8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

〒692-0011

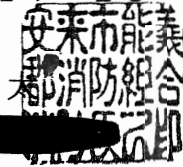
島根県安来市安来町917-28

安来市能義郡消防組合

消防長 永見

Tel. [Redacted]

E-mail [Redacted]



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙の
おり意見を提出します。

別紙

今日の消防無線の電波利用料減免措置は、地域住民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体に財政的な負担を課すことにより、住民にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものであると思料します。

この立法趣旨は、現在でも何ら変わるものどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防・救急福祉サービスの水準低下がより一層懸念されものであります。

消防機関は、災害防除活動時に消防無線を必要最低限に使用していることから、利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは地域住民であります。

したがって、電波の使用料を徴収することについては災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないものであります。

更に、消防機関は、消防防災施設等の国庫補助金カットの零細補助率のアップに耐え、また、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることにより、国が進めるデジタル化移行への遅れが懸念されるところであります。

以上なことからも、地方公共団体の取扱いについては、現行とおり特例措置を継続していただきたくお願いいたします。



意見書

平成16年8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 759-3803
住 所 山口県大津郡三隅町大字三隅中
1525番地
団 体 名 三隅町役場
代表者氏名 三隅町長 辻 野 史 朗



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し別紙
のとおり意見を提出します。

別 紙

- 1 本町の防災行政無線局は、特に災害時において、有線が途絶えた場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段で、県から伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保はもとより、災害の未然防止に大きく寄与している。

この重要な公共無線局に対する新たな電波利用料の負担増は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。



様式1

意見書

平成16年 8月17日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 923-8650
(ふりがな) いしかわけんこまつしこんまでまち
住所 石川県小松市小馬出町91番地
(ふりがな) こまつしやくしよそうむきかくぶじちようけんそうむかちよう しげいわ しげる
氏名 小松市総務企画部次長兼総務課長 茂岩 茂
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

市民の安全確保を図る上での電波使用に国、都道府県、市町村の区別はないので、電波利用料の適用除外とすべきである。

意見書

平成16年(2004年)8月10日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様



郵便番号 755-8601

住所 山口県宇部市常盤町1丁目7番1号

団体名 宇部市

代表者氏名 宇部市長 藤田 忠夫

メールアドレス



「電波有効利用政策研究会電波利用料部会最終報告書(案)」に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1 本市において、運用中の防災行政用の各無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、市民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。

つきましては、公共かつ重要な無線局に対する新たな電波料の負担増は、防災体制の確立、維持に影響し、後退させるものと考えますので、現行のとおり減額措置を切に要望します。



平成16年8月20日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 754-8511
住 所 山口県吉敷郡小郡町
大字下郷609-1
団体名 山口県小郡町役場
代表者名 小郡町長 岩城精二



「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関
し別紙のとおり意見を提出します。

別 紙

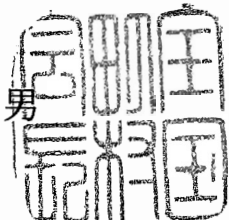
- 1 本町において運用中の防災行政用無線局は、特に災害時において、有線が途絶した場合、欠くことのできない唯一の重要な情報伝達手段であり、これらの無線局によって収集伝達される情報は、町民の生命及び財産の維持確保、災害発生の未然防止に大きく寄与しているところです。
- 2 消防救急活動において、人命の救助、財産の維持確保のためには、緊急かつ確実な情報伝達手段の確保が必要であり、消防救急無線は、欠くことのできない重要な情報伝達手段です。
- 3 上記1及び2の無線局は、公共かつ重要な無線局であり、これらの無線局に対する新たな電波利用料の負担金は、消防防災体制の確立、維持に影響し後退させるものと考えますので、現行のとおり減免措置を切に要望します。



全行発第126号
平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

全国町村会
会長 山本文男



「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告（案）」に対する
パブリックコメントについて

標記につきまして、下記のとおり意見書を提出いたします。

意見書

現在、町村が開設している無線局は消防無線や防災行政無線であり、これらは住民の生命、身体、財産の保護など、住民生活にとって不可欠なものとなっている。

このような極めて公共性の高い無線に対し電波利用料の減免措置を廃止することは、町村財政の負担増につながり、ひいては住民にとって不可欠な行政サービスの低下を招くことにもなりかねない。

したがって、公共性の高い分野における電波利用料に新たな負担増となることのないよう十分なるご配慮をお願いするとともに、今後とも引き続き国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置を講じていただきたい。

以上

様式 1

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 305-0821

(ふりがな) いばらきけんつくばしかすが
住所 茨城県つくば市春日1-9

(ふりがな) つくばししょうぼうほんぶ
氏名 つうしんしれいしつちよう
おおつか としお
つくば市消防本部通信指令室長
大塚 利夫

電話番号

[REDACTED]

電子メールアドレス

[REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

別紙

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」 に関する意見

「第2節 国、地方公共団体の扱い」に関し、次のとおり意見を提出します。

1 意見

消防救急無線、水防無線は、現行どおり全額免除とし、防災行政無線については、現行1/2免除から全額免除とすべきと考えます。

2 理由

(1) 消防救急無線、水防無線は、災害に対応する際の非常通信であり、国民の生命、身体、財産（以下「国民の生命等」）の保護に係る緊急かつ重要な通信手段として、地方公共団体が当該任務を果たすため必要不可欠なものであります。

従って、公共の利用目的以外に自己の目的実現のため使用するものに利用料を課す場合とは区別し、電波利用料を免除すべきと考えます。

(2) 消防救急無線、水防無線は、国民の生命等の保護に必要不可欠なものとして設置されているものであり、無線以外に通信を代替える手段がないためのものであります。

従って、電波利用料を課しても電波有効利用のインセンティブになるとは考えられません。

(3) 都道府県及び市町村の防災行政無線は、国民の生命等を保護するために必要不可欠なものであることは、北陸、四国の豪雨でも明らかなところであります。消防救急無線及び水防無線と同様に、電波利用料を全額免除すべきと考えます。

(4) 電波利用料の徴収により、自治体の負担が増せば、デジタル化への移行等も控え地方自治体の厳しい財政事情の中で維持管理等にそのしわ寄せが及び通信設備の機能維持に支障が生じる恐れがあります。

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課長 様

郵便番号 028-0541
住所（ふりがな） ^{いわてけんとおのしまつごえちやうしかいわ} 岩手県遠野市松崎町白岩16の31の2
氏名（ふりがな） ^{しょうぼうしやうしんいし} 消防防災課長 吉田 文一
電話番号 [REDACTED]
E : mail

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意 見

遠野市

防災行政無線は、災害時において地域住民へ情報を伝達するために有効な手段であり、住民への情報提供に高い公共性があるものと位置づけられていることから電波利用料を減免されていたものと考えられますが、財政が逼迫している昨今に新たな財政負担を強いられることにより、住民への行政サービスの水準が低下することが懸念されるものであります。

また、市町村は多額の経費を要するデジタル化に向けた計画を進めており、デジタル化への移行の遅れが懸念されるものであります。このようなことから、遠野市といたしましては、現行のとおり特例措置の継続をお願いいたしたく、意見を提出いたします。

意 見 書

事務連絡

平成16年8月24日

総務省総合通信基礎局
電波部電波政策課 様

郵便番号 335-0021
(ふりがな) さいたまけんとだしおおざにいぞ
1875番地の1
住 所 埼玉県戸田市大字新曾
1875番地の1
(ふりがな) とだししょうぼうほんぶ
名 称 戸田市消防本部
(ふりがな) なかむら ぜんたろう
消 防 長 中 村 善 太 郎
電話番号 [REDACTED]
電子メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告 (案)」 に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見書

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

現在、地方公共団体が保有する無線局の中でも、特に消防無線等は国民の生命、財産の保護に係る公務に必要不可欠な重要なものであり、非常に公共性の高い通信手段となっています。

このことから、国や地方公共団体に対する電波利用料の減免措置については、住民に対する行政サービスの水準維持の観点からも適切な措置であると言えます。

減免措置を廃止する事により昨今の地方財政負担を課す事は、逼迫する地方公共団体の財政状況を圧迫することとなり、さらに消防機関は電波有効利用のために多額の経費を要する無線のデジタル化に取り組んでいる中、新たな財政負担を強いることによりデジタル化移行への遅れが懸念される。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについては現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒662-0911
(ふりがな) ひょうごけんにしのみやしいけだちょう
(住 所) 兵庫県西宮市池田町13-3
(ふりがな) にしのみやししょうぼうきょく
(名 称) 西宮市消防局
(ふりがな) たなかたみお
(代表者名) 田中 民男
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

消防機関の使用する消防無線等は、国民の生命、身体、財産の保護に関わる、緊急かつ公共性の高いものであり、地域住民にとって必要不可欠の行政サービスであります。また、災害により当該地域だけでなく他都市応援のためにも広く消防無線等が活用され、大規模、広域災害においては無線以外の代替の通信手段は無く、災害防御活動時等、必要最小限の範囲で使用しております。消防無線等は、住民のための行政サービスであり、利益を受けるのは住民であることから、一般業者等の経済活動とは異なり、消防活動は地方公共団体の公務として必要不可欠であります。

現行の電波法により、地方公共団体の無線局に対する減免措置は高い公共性の観点から地方公共団体の財政的負担を軽減し、行政サービスの低下防止を図るために設けられた制度であります。

このことから、今回の報告書の「電波料金の基本的性格」については、共益費用の徴収は経済的観点からは必要と考えられるが、緊急性、公共性及び住民サービスの観点から利用料の対象外と考えます。

「算定要素」については、消防業務の内容から、経済的価値を与えるのは適当でないと考えます。

「納付義務者」については、国、地方公共団体からの徴収は新たな財政負担を生じ、消防業務の緊急性かつ住民サービスの観点から減免措置を継続すべきと考えます。

特に、阪神・淡路大震災により当市の財政事情は逼迫しており、消防・救急無線のデジタル化移行には新たな投資が必要となっており、さらなる財政負担は非常に困難な状況であります。

このようなことから、現状の地方公共団体の取り扱いを継続していただきたく意見を提出します。

以上

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

(郵便番号) 〒884-0006

(ふりがな) みやざきけんこゆくんたかなべちょうおおざうわえ

(住所) 宮崎県児湯郡高鍋町大字上江4526番地

(ふりがな) みやざきけんひがしこゆしょうぼうくみあいしょうぼうほんぶ

(名称) 宮崎県東児湯消防組合消防本部

(ふりがな) やまうちよしゆき

(代表者名) 山内 義行

(電話番号) [REDACTED]

(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免処置を現行どおり継続していただきたい。

特に消防無線はその利用が営利目的ではなく、国民の生命、身体、財産の保護という公共的利用という点から、減免処置の対象とならない電波利用者に比して不平等には当たらないといえるのではないのでしょうか。

なお、現在進行中の携帯電話の119番通報直接受信方式に係る消防本部負担経費の増加やIP電話の普及による119番通報受信に伴う消防本部負担経費の増加が予定されており、今後も新規加入業者の増加が予想されるとともに、将来新しいシステムの電話網の増加も予想される場所であり、また、多額の経費を必要とする消防無線のデジタル化の期限も目前に迫っているのが現状です。

運営費のほとんどを組合構成地方公共団体に依存している当消防本部のような弱小組合消防では、地方交付税の減額に伴う組合構成地方公共団体の財政事情も逼迫していることから、今後益々苦しい運営を強いられることとなります。

消防本部では今後なお一層の経費節減を図りながら行政サービスの低下を防止すべく努力することが重要課題であり、現在最大の努力をしているところであるが、苦しい財政事情の中で経費節減を図るためにも減免処置を継続していただきたい。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 333-0848
(ふりがな) さいたまけんかわぐちししぼしも
2ちょうめ1ばん1ごう
住 所 埼玉県川口市芝下2丁目1番1号
(ふりがな) さいたまけんかわぐちししょうぼうほんぶ
名 称 埼玉県川口市消防本部
(ふりがな) ほそい おさむ
代表者名 細 井 修
電話番号 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節、国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用料減免措置は、特に消防無線等においては国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性を有し、消防活動を重視したものであり、消防活動に必要不可欠な通信手段となっております。

また、複雑多様化している災害活動に対応するために各地方公共機関が消防行政サービスの水準維持、向上に努めており、電波の有効利用の必要性という観点からも、消防機関が電波を使用することによる経済価値は生じないと考えます。

さらに、昨今の地方財政状況を鑑みれば、この減免措置は、住民に対する消防行政の維持につながる適切な措置であり、この減免措置を廃し、これまでにない財政負担を課すことは地方公共団体の財政状況をさらに圧迫することとなり、このような状況下において、今後整備していく消防無線等のデジタル化移行への影響も懸念されます。

以上のことから、地方公共団体等の取扱いについて、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局電波部電波政策課 様

大垣輪中水防事務組合管理者
大垣市長 小川 敏

意見書

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関して、次のとおり意見を提出します。

本組合においては、水防無線基地局1局と移動局51局を設置しており、「専ら国民の生命、身体、財産を保護する法的な任務を遂行することを目的とする無線局」として電波利用料の適用を除外していただいております。

一級河川が多く流下する当地域において水防設備の充実化は不可欠であり、なかでも水防無線は有事における通信手段のひとつとして大きな役割を果たすものであります。

このような状況をふまえていただき、水防無線設置の意義をご理解のうえ電波利用料の免除を継続していただきますようお願いいたします。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

(郵便番号) 〒358-0022
(ふりがな) さいたまけんいるましおおあざこやた
(住 所) 埼玉県入間市大字小谷田581
(ふりがな) いるまししょうほうほんぶ
(名 称) 入間市消防本部
(ふりがな) しょうほうちょう おおのみつる
(代表者名) 消防長 大野 満
(電話番号) [REDACTED]
(メールアドレス) [REDACTED]

「電波有効利用政策研究会 電波利用部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

意見

国、地方公共団体の扱いについて

消防救急無線等については、国民の生命、身体、財産の保護に係る重要なものであり、非常に公共性の高いものとなっております。住民に対する行政サービスを維持していくことを考えますと、消防無線の電波利用料減免措置は、適切な措置であり、国や地方公共団体から電波利用料を徴収することは、結果として行政サービスの水準の低下に繋がりかねないと思います。

このようなことから、消防救急無線等に対する特例措置については現行どおりとしていただきたく意見を提出いたします。

意見書

平成16年 8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 様

郵便番号 990-8570

(ふりがな) やまがたけん やまがたし まつなみ 2-8-1

住所 山形県山形市松波二丁目8番1号

(ふりがな) やまがたけん そうむぶ ききかんりしつ しょうほうほうさいかちょう ゆうき すずむ

氏名 山形県総務部危機管理室消防防災課長 結城 進

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり
意見を提出します。

地方公共団体の開設する無線局のうち防災行政無線・水防無線・消防救急無線は、防災対策または救急消防等、「国民の生命、財産の保護」を目的とした公共性の高い通信設備であり、非常時においても通信の確保が強く求められている。

こうした中、「電波の有効利用を図る観点や負担の公平性の確保を図るため、地方公共団体にも一定の電波利用料負担を求めるべき」との意見については、趣旨は理解できるものの、当該無線局は、携帯電話や情報機器産業等のような拡大基調にない中において、電波の有効利用関連施策によるメリットがなく、新たな経費負担を課することは不当と思われる。消防救急無線・水防無線・防災行政無線は、すでに周波数移行およびデジタル化が制度化されていることから、電波の有効利用にも十分に貢献してきており、更なる経費負担は、逆に公平性から逸脱したものと言わざるを得ない。

また、これら無線施設に対し新たな財政負担を課すことは、個人や企業等の無線局と異なり、住民に対する負担増となり、ひいては住民サービスの低下を招くおそれがある。消防救急無線・水防無線・防災行政無線は、先述したとおり、住民の生命・財産を保護する重要な施設であり、経費負担増により、その運営が阻害されるものであってはならない。これらの無線の果たしている公共性を十分配慮した対応を切に希望するものである。

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

舞鶴市長 江守光起

「電波有効利用政策研究会電波利用料部会」報告書(案)
に関する意見について

みだしのことにつきまして、下記のとおり思料いたしますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 回答

従来どおり減免制度の継続を希望。

2 理由

消防救急用無線、水防用無線及び防災行政無線については、災害から市民の生命、身体、財産を保護するために活動する、消防隊等が連携して緊急な対応措置を講じる場合や、住民に災害情報を迅速・的確に伝達するために必要不可欠な設備で、大いに公共の福祉の増進に資するものと考えている。

また、本市は、今後、消防救急無線、防災行政無線へのデジタル化移行を検討しており、多大な経費を投入する中で、新たな財政負担を伴うことには賛成できない。従って、一様に電波利用料を徴収することはそぐわない。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 へ

〒795-0012

愛媛県大洲市大洲1034番地の4

大洲地区広域消防事務組合

組合長 榊田 與一

TEL

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告（案）」に関し、別紙
のとおり意見を提出します。

意 見

第6章、第2節 国、地方公共団体の扱いについて

消防無線の電波利用減免措置は、特に消防無線等は国民の生命、身体、財産の保護に係る高い公共性があることを重視して、地方公共団体等に財政的な負担を課すことにより、住民の[○]にとって不可欠な行政サービスの水準が結果として低下することを避ける観点から設けられたものである。この立法趣旨は現在でも何ら変わるものではないどころか、昨今の地方財政の逼迫状況を鑑みれば、減免措置を廃することにより、消防サービスの水準低下がより一層懸念される。

消防機関は、災害活動時には消防無線を必ず使用しており、その利用料の徴収が電波有効利用のインセンティブに必ずしも繋がるとは思えず、消防機関が電波を利用することにより便益を受けるのは国民であり、事業者が電波を利用することにより便益を受けるのは事業者自らである。

電波を公物と捉え経済価値を価値を勘案した使用料を徴収する考え方について、災害防除活動を行う消防機関には、電波を使用することによる経済的価値は生じないものと考えられる。



さらに、消防機関は、電波有効利用のために、多額の経費を要する無線機のデジタル化に取り組んでおり、新たな財政負担を強いられることにより、そのデジタル化整備に支障をきたす恐れがあります。

このようなことから、地方公共団体等の取扱いについては、現行どおり特例措置を継続していただきたく、意見を提出します。

意見書

平成16年8月23日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 あて

(郵便番号) 〒949-6405
(ふりがな) にいがたけんみなみおうぬまぐんしおざわまちおおあざたけまた
(住所) 新潟県南魚沼郡塩沢町大字竹俣82-2
(ふりがな) みなみうおぬまぐんこういきれんごううおぬましょうほうほんぶ
(名称) 南魚沼郡広域連合魚沼消防本部
(ふりがな) あべしげお
(代表者名) 阿部重夫
(電話番号) 
(メールアドレス) 

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書(案)」に関し、
別紙のとおり意見を提出します。

意見

第6章、第2節 国、地方公共団体の取扱いについて

- 1 消防から電波利用料を徴収することは消防の使命である国民の生命・身体・財産を守るという行政サービスを低下させる恐れがあり、事業者の電波利用による利益とは次元の違う事と思います。
- 2 料金利用部会の（案）中行政運営コストを可視化することによって、行政の効率化を促すと記述されていますが、今後予想される地方交付税削減による行政経費削減のため町村合併が進行中であり、行政の効率化は地方自治体生き残りの至上命題で懸命の努力を積み重ねている最中であり指摘は当たらないと考えます。
- 3 当本部では山間地のため無線中継局を持ち、さらにデジタル化及び260M帯の移行により基地局の増設が必要となります。昨年の試算で数億円の経費が必要と出ましたが、実際の経費は相当額超過すると考えています。このような状態での新たな財政負担はデジタル化の遅れを招かないか危惧されます。
- 4 電波は公共の財産で有効利用は国家戦略として考えるべきものであり税金で行う事が本筋と考えます。国家財政逼迫のおり利用料制度は理解しますが、この利用料は今回の事業が終了後廃止する事を望みます。

以上のことからデジタル化で多額の出費が予想される中、電波利用料の取扱いは今までどおり特例措置を継続していただきたく意見を提出いたします。

追記 消防のデジタル化に対して給付金の制度が示されています。電波利用料は現在約550億円の収入があり、今回の見直しで大幅な増額が見込まれている事と思います。無線デジタル化についてもアナログテレビ対策費同様の負担を要望します。

意見書

平成16年8月24日

総務省総合通信基盤局
電波部電波政策課 御中

郵便番号 163-8001

(ふりがな)

住所 とうきょうと しんじゅくくにししんじゅくにおちようめ8ばん1ごう 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

(ふりがな)

氏名 とうきょうと 東京都

東京都知事 石原 慎太郎

電話番号

電子メールアドレス

「電波有効利用政策研究会 電波利用料制部会 最終報告書(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

公共性の高い電波利用については、電波利用料を免除すべきであると考えます。

理由は、次のとおりである。

- 1 都道府県や市町村は、災害時における情報収集及び伝達手段を確保する観点から、防災行政無線を整備している。

しかし、その整備にかかる財政負担は、地方自治体にとって大きなものとなっている。

現実に市町村防災行政無線同報系の整備率は、全国で7割程度にとどまっており、防災行政無線の整備を行っていくには、財政面で厳しいことも原因のひとつと考えられる。さらに追い打ちをかけるように、電波利用料となるとますます地方自治体の負担は大きいものとなる。

- 2 電波は公共のものであるという点から考えると住民福祉のための公共（消防・防災機関）利用に電波利用料を課すというのは、筋が違うのではないか。

もし、電波利用料を徴収するのであれば、電波有効利用政策研究会の意見にもあるように一般の経済活動に特化すべきである。

以上。